

令和6年度事業計画

1 基本方針

まもなく団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢化社会が訪れるなか、本センターでは誰もがいくつになっても活躍できる社会を目指し、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することを第一に、高齢者の社会参加を促し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減に貢献できるよう事業計画を策定し、健全な事業運営に取組んで参ります。

さらに、人生100年時代を見据えた高年齢者雇用対策に基づき、働く意欲と能力のある高齢者が地域社会で働く場の提供と多様なニーズに応じた社会参加が可能にできるよう、関係機関・団体などと連携した就業機会の創出、高齢者が安心して暮らせる社会を目指し事業を推進いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症も昨年から5類に移行するなど、少しずつ社会経済活動がコロナ禍前の状態に戻りつつあります。こうした中、県内の経済動向においては、個人消費、百貨店・スーパー販売額が前年を上回るなど緩やかに持ち直し、生産活動は全産業（業種）に一進一退の状況にあるものの上昇傾向が続いている。一方、雇用情勢は一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しの状況にあります。

そのような中、センターにおいては、昨年10月から施行された「インボイス制度(適格請求書保存方式)」が導入されたことにより、事業運営・事業活動の一部見直しを行なうこととしています。

また、今年秋に「フリーランス法」が施行されることに伴い、社会情勢を的確に捉え、会員の高齢化と会員数の減少に対して順応性を持って適切に対応するとともに、すべての会員が年齢にとらわれず、請負・委任・委託事業、労働者派遣事業をはじめ、職業紹介事業及び指定管理者事業などの様々な就業就労において、公平・平等な就業機会を得られるよう事業を推進し、環境の変化に対応できる組織体制と事務局体制に努め、センター基本理念である「自主・自立・共働・共助」の精神のもとに、令和6年度も事業目標数値と重点事項を定め事業推進に努めます。

2 事業目標

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 会員数 | 577人 |
| (2) 受託件数 | 3,700件 |
| (3) 就業延人数 | 56,000人 |
| (4) 契約金額 | 330,580千円 |

3 重点事項

- (1) 会員確保・拡大事業の推進
- (2) 安全・適正就業の推進
- (3) 就業開拓・就業機会の拡大と提供の推進
- (4) 普及啓発活動の推進
- (5) 調査研究事業と研修・講習事業の推進
- (6) 相談事業の推進
- (7) 組織の活性化と事務局体制の充実の推進
- (8) 公の施設（指定管理施設）の健全な管理運営の推進

4 実施事項

(1) 会員確保・拡大事業の推進

- (ア) 会員募集チラシ・リーフレットの全戸配布回覧し、入会促進を努めます。
- (イ) 会員の口コミ活動を推進し、会員になれそうな高齢者の勧誘運動を展開します。
- (ウ) 普及啓発活動において、会員拡大を行います。
- (エ) ハローワーク須賀川と連携を取り、高年齢者の会員募集を実施します。
- (オ) 労働者派遣、職業紹介事業を活用し、会員の就労の拡大と確保に努めます。

(2) 安全・適正就業の推進

安全就業は「安全は全てに優先する」を念頭に「事故ゼロ」を目指し、安全意識の徹底に努めるとともに、適正就業ガイドラインに沿った就業に努め、安全適正就業対策計画により事業の推進を図ります。

- (ア) 安全適正就業対策推進計画及び安全適正就業基準の遵守による就業に努めます。
- (イ) 関係委員による安全パトロールの実施及び、安全講話などの各種研修会を開催します。
- (ウ) 適正就業ガイドラインに沿った会員就業の提供を図ります。
- (エ) ローテーション、ワークシェアリング就業に努め、会員の就業就労においては、公平平等に仕事を提供できるよう推進します。
- (オ) 健康診断書は個人情報に関するため、会員の就業就労に必要と認められる場合、提出を求めることとします。

(3) 就業開拓・就業機会の拡大と提供の推進

就業機会の拡大を図るため、発注者のニーズを的確に把握し、民間企業等への訪問や受注内容を紹介したパンフレット等を作成し、新規就業先の開拓と既存の取引先における継続的に就業就労の維持に努め、会員へ仕事の提供を行います。

(4) 普及啓発活動の推進

センター事業の趣旨、あり方について理解を得られるよう、個人家庭、一般企業、公共団体等に対して周知を行うとともに、効果的・効率的な普及啓発活動を推進します。

- (ア) 会報「スマイル」の全戸配布、ホームページを活用した広報活動を実施します。
- (イ) 新興住宅・集合住宅などへのパンフレットによるポスティング活動を実施します。
- (ウ) 地方公共団体・各種団体が主催するイベント会場での普及活動を行います。
- (エ) 地域社会への貢献、会員相互の交流促進の環境づくりのためボランティア活動を実施します。

(5) 調査研究事業と研修・講習事業の推進

- (ア) 会員意識調査及び発注者満足度調査を実施し、事業推進の一助とします。
- (イ) 役職員・会員の業務研修を実施し、資質の向上と情報共有・交流を図ります。
- (ウ) 就業に役立つ実務講習や会員のスキルアップ向上のための講習を開催します。

(6) 相談事業の推進

- (ア) 入会説明会・相談事業を平行して月に2回程度開催し、センター事業の趣旨・制度・活動や就業就労にあたっての心構えをご理解いただけるよう努めるとともに潜在能力の掘り起こしを行います。
- (イ) 未就業会員の方々の就業相談会や管内の高齢者の相談会を開催するほか、随時会員の個別面談を実施します。

(7) 組織の活性化と事務局体制の充実の推進

- (ア) 行政・地域社会から一層理解が得られるよう、公益性、信頼性の高い事業運営に努めます。
- (イ) 職員の資質向上を図り、多様性、個性を尊重する働き方を推進するため、各種規程などの見直しを行うほか、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境の維持に努めます。
- (ウ) 会員誰でもが、いつでも立ち寄れるような事務局組織に努めます。

(8) 公の施設（指定管理施設）の健全な管理運営の推進

須賀川市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」のもと、指定管理者制度により須賀川市から指定管理者として指定を受け、平成18年から指定管理者としての経験とノウハウを活かし、須賀川駅前自転車等駐車場及び須賀川市老人福祉センター等2施設の利用目的に沿った管理運営を行ないます。

- (ア) 施設管理従事者の資質向上のための研修・交流会を開催するほか、避難訓練を実施します。
- (イ) 利用者の利便性とサービス体制の充実に努めます。
- (ウ) 公の施設の適正な維持管理に努めるとともに敷地内外の環境美化を図ります。